

監査報告書

令和3年5月24日

社会福祉法人桜花
理事長 米田 照子 殿

私たち監事は、社会福祉法第40条に基づき、令和3年5月24日に令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の貸借対照表、収支計算書、財産目録並びに令和2年度事業報告を監査しました。その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集を行い、又理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、業務及び財産の状況を監査いたしました。

又、以上 の方法により、当該会計年度に係る事業報告等について監査いたしました。

更に当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について監査いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

監事 桜山弘毅 
監事 平野康之 